

事務補助員（会計年度任用職員・パートタイム）募集要項

1 募集区分・募集人数

- (1) 募集区分 事務補助員（会計年度任用職員・パートタイム）
- (2) 募集人数 3人

2 勤務場所

守山市民交流センター

3 業務内容

市民交流センターの管理運営に関する次の業務

- (1) 貸館にすること（予約受付、使用許可申請、許可書交付、報告書受領）
- (2) 使用料の収受、還付、集計にすること。
- (3) 来館者の応対にすること
- (4) 公共施設予約システムの受付にすること（パソコン操作あり）
- (5) 感染症予防対策にすること（施設内室温管理、換気、消毒、来館者検温）
- (6) 備品貸出および返却にすること
- (7) ポスター等の掲示およびチラシ等の配布
- (8) 利用状況や収支等データの集計取りまとめにすること
- (9) 守山市民交流センターの施設、設備の保全および戸締りにすること
- (10) 文書、電話の収受にすること
- (11) 文書および物品の保管にすること
- (12) 配布物等の折込、封入および発送の補助
- (13) 印刷にすること
- (14) その他所属長の指示する業務

4 資格要件

- (1) 年齢 問いません
- (2) 資格 パソコン操作（ワード、エクセル、インターネット利用）が可能な人

5 勤務条件

- (1) 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日（1年）
- (2) 勤務日数・時間 週3日 早番：午前8時30分～午後4時00分
遅番：午前9時45分～午後5時15分
- (3) 報酬・手当 月額84,592円

※今後の制度改正に伴い給料等が変更となる可能性があります。

昇給なし

期末手当なし

費用弁償なし

(4) 休暇等 土・日曜日、祝日、年末年始

年次有給休暇、夏季休暇、忌引きほか

(5) 健康保険等 社会保険適用なし。雇用保険適用なし。

(6) マイカー通勤 可（駐車場の手配等はご自身で行っていただきます。駐車料金自己負担）

(7) 退職等 ①任用期間が満了した場合

②任用期間の途中であっても、次のいずれかに該当する場合は任用を取り消すことがあります。

- ・勤務実績が良くない場合
- ・心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
- ・会計年度任用職員の職に必要な適格性を欠く場合またはふさわしくない非行があった場合
- ・制度の改廃または予算の減少により廃職等が生じた場合

6 条件付採用期間 任用ごとに1月（毎年度。正式採用しない場合、解雇预告の対象）

7 服務 地方公務員法が適用されます（業務上知り得たことについての守秘義務等）

8 試験日程等

(1) 試験 面接試験

(2) 日時・場所

令和8年2月20日（金）午前10時～（受付：午前9時45分～）

守山市民交流センター

(3) 試験当日に履歴書（写真貼付）、紹介状（ハローワーク経由のみ）を持参

(4) 採用の決定

試験日から7日以内に文書で通知

9 申込方法等

次のいずれかの方法で申し込み

- ・市民協働課協働推進係（守山市民交流センター内）へ電話または直接申し込み
- ・ジョブプラザ守山または草津公共職業安定所に申し込み。（交付された紹介状を試験日当日に持参）

申込期限 令和8年2月18日（水）執務時間中（土・日曜日、祝日除く）

10 問い合わせ

市民協働課 電話 582-1149 FAX 077-583-4654

メール shiminkyoudou@city.moriyama.lg.jp